

第3期堺市北区政策会議開催要綱

令和7年1月1日制定

1 目 的

本市の北区域内で市が実施する施策等について、区民等その他有識者から広く意見を聴取するため、堺市区政策会議に関する条例（令和3年条例第10号）第2条第2号に規定する会合として、堺市北区政策会議（以下「区政策会議」という。）を開催する。

2 意見を聴取する事項

- (1) 北区ビジョンに関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか区長が必要と認める事項

3 構 成

区政策会議は、次に掲げる者のうち、区長が依頼する15人程度（以下「構成員」という。）で構成する。

- (1) 公益的な活動に従事する者
- (2) 学識経験者その他専門的知識を有する者
- (3) 公募に応じた者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、区長が適当と認める者

4 構成の特例

前項の規定にかかわらず、区長は、特別の事項について意見を聴取する必要があると認めるときは、当該事項に関する知識又は経験を有する者（以下「特別構成員」という。）を区政策会議の構成に加えることができる。

5 座 長

- (1) 区政策会議に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。
- (2) 区政策会議の会議は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を行う。

6 分野別会議

区長は、効果的かつ効率的に区政策会議を運営するため、分野ごとに区長が指名した構成員又は特別構成員による会議（以下「分野別会議」という。）において意見を聴取することができる。この場合においては、出席構成員より互選された者が分野別会議を進行する。

7 関係者の出席

区長は、必要があると認めるときは、区政策会議（分野別会議を含む。以下同じ。）に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

8 会議の公開等

- (1) 区政策会議の会議（以下単に「会議」という。）は、公開するものとする。ただし、区長は、会議の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

ア 堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）第7条各号に掲げる情報について意見を聴取するとき。

イ 会議を公開することにより、公正又は円滑な意見の聴取が著しく阻害され、会議の

目的が達成できないとき。

- (2) 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、堺市懇話会の傍聴に関する要綱（令和２年制定）の定めるところによる。

9 会議録

区長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した者の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) 前３号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

10 開催期間

令和７年４月１日から令和９年３月３１日までの間とする。

11 庶務

区政策会議の庶務は、北区役所企画総務課において行う。